

令和4年度

職務経験を受験資格とする
千葉県立博物館等職員採用選考考査(学芸員)
受験案内

受付期間 令和4年9月1日(木)～令和4年9月21日(水)

1次考査 令和4年10月6日(木)

2次考査 令和4年11月17日(木) (予定)

千葉県総務部人事課

1. 考査職種、採用予定人員、受験資格

職種	専門分野	採用予定人員	受験資格	
			年齢 (令和5年 4月1日現在)	資格・免許等
<学芸員> 職務内容：美術館等において、資料の収集、保管、展示及び調査研究、教育普及その他専門的業務に従事します。(美術館以外の知事部局等に勤務する場合があります。)	美術系	1名程度	59歳以下	次のいずれにも該当する者 ① 大学又は大学院で芸術学又は美術史、若しくはこれに類する課程を専攻し卒業(修了)した者 ② 美術館等における職務経験を10年以上有する者(令和4年9月末現在) ③ 博物館法に基づく学芸員資格取得者又は令和5年3月までに取得が見込まれる者 ④ 千葉県職員(任期付職員、非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。)でない者 ⑤ 日本国籍を有する者

(注) 受験の申込みは、上記の職種のほか、試験が同日となる千葉県職員採用選考考査〔職務経験を受験資格とする児童福祉司並びに職務経験を要しない児童福祉司、精神保健福祉相談員、看護師(教員)、生物、職業訓練指導員、無線従事者、海技従事者(機関士)及び海技従事者(航海士)〕のいずれか一つに限ります。また、申込書受理後の職種の変更は認めません。

※1 職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。なお、最終合格発表後、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。受験に必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

※2 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

2. 受験手続

次のア又はイの方法により、申し込み手続を行ってください。

ア 郵送・持参による方法

以下の書類を、「12. 問い合わせ、書類提出先」に記載する受験関係書類提出先へ特定記録郵便で郵送するか又は直接持参してください。なお、提出書類については、選考の可否にかかわらず返却しません。

・申込書(別記様式1)

※写真(縦4cm、横3cm、上半身・脱帽・正面向き、6か月以内に撮影したもの)を貼付してください。

・職種に必要な資格免許の写し

- ・受験資格に該当する分野を専攻した大学等の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- ・美術系活動業績・研究業績調書（別記様式2）

イ インターネットによる方法

「ちば電子申請サービス」(https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay.action)にアクセスし、「【職務経験を受験資格とする学芸員】千葉県立博物館等職員採用選考考査受験申込（令和4年10月実施分）」の申込みフォームに必要事項を入力の上、送信してください。

- ※「ちば電子申請サービス」のヘルプから「FAQ」を確認し、お使いのパソコン等で申込みが可能かどうか確認してください。
- ※「手続き一覧」の検索メニューより「分類別で探す」に進み、「職員採用」の手続き一覧から、「【職務経験を受験資格とする学芸員】千葉県立博物館等職員採用選考考査受験申込（令和4年10月実施分）」を選択してください。
- ※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ申込みフォームで必要なファイル等を確認の上、申し込んでください。

3. 受付期間

令和4年9月1日（木）から令和4年9月21日（水）まで（*持参の場合、土日祝日を除く）
受付時間 午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、令和4年9月21日（水）までの消印のあるものに限りです。

※インターネットの場合は、受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。
時間に余裕をもって申し込んでください。

4. 1次考査の日時及び場所

日 時	場 所
令和4年10月6日（木） 受付 午前8時50分～9時00分 開始 午前9時10分 終了 午後5時頃	千葉県教育会館 （千葉市中央区中央4-13-10）

〔注〕考査日時や会場は変更となる場合があります。詳細は、後日送付する採用選考考査の実施通知によりお知らせします。

なお、当該通知が令和4年10月4日（火）までに到着しない場合は、書類提出先まで照会してください。

2次考査は、令和4年11月17日（木）に千葉市内で実施する予定ですが、変更となる場合があります。詳細は1次考査の合格者に通知します。

5. 考査の方法

方 法	内 容	
1 次 考 査	専門考査	採用職種に関する専門的な知識・技能・能力等についての大学卒業程度の筆記考査（記述式）
	人物考査 適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査（質問紙法及び作業検査法）
2 次 考 査	人物考査 口述考査	人柄、性及び職務経験を通じて培った知識・説明能力等についての考査

※1 各考査方法には一定の基準があり、基準に達しない考査方法が一つでもある場合、不合格となります。

※2 考査方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考査方法についても採点を行いません。

※3 美術系活動業績・研究業績調書（別記様式2）は、2次考査（口述考査）の参考資料とします。

※4 適性検査は2次考査として評価します。1次考査で不合格となった場合は、適性検査の判定は行いません。

6. 合否の発表

区 分	期 日	方 法
1次考査合格者発表	11月上旬	受験者全員に通知します
最終合格者発表	12月上旬	

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、1次考査は令和4年11月上旬（予定）に、2次考査は令和4年12月上旬（予定）に書面により本人に通知します。

1次考査の合格者には2次考査の詳細について通知します。

※ 発表時期は予定の時期から前後することがあります。

7. 採 用

採用は令和5年4月1日の予定です。

8. 給 与

(1) 初任給は、個々にその学歴及び職歴に応じて決定されます。

例) 最終学歴が大学卒業で、受験資格に該当する職務経験が10年と確認され、採用された場合（令和4年4月1日現在）

研究職給料表適用 34万円程度（地域手当9.2%を含む）

(2) 上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれ支給要件に応じて支給されます。

9. 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間

原則として週38時間45分、1日7時間45分（週休2日制）、交替制勤務あり

(2) 休暇等

年次休暇（年間20日）、特別休暇（結婚、忌引等）、看護休暇、育児休業等

(3) その他

受動喫煙防止対策として、勤務場所は、原則敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

10. 考査成績の開示

(1) 口頭による開示請求

この選考考査の成績については、千葉県個人情報保護条例に基づき受験者本人が口頭により開示を請求することができます（下表参照）。なお、電話や郵便等による請求では開示できませんので、開示請求するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、身分証明書等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しくください。

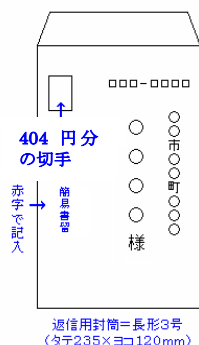
請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所・時間
1次考査不合格者	・1次考査の考査方法別得点 ・得点が基準に達しなかった考査方法がある場合は当該考査方法	1次考査合格発表日から1か月間	千葉市中央区 市場町1-1 人事委員会事務局 任用課 〔土日祝除く〕 9:00~17:00
1次考査合格者	・1次考査の考査方法別得点及び 2次考査の考査方法別得点 ・得点が基準に達しなかった考査方法がある場合は当該考査方法	最終合格発表日から1か月間	

(2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、404円分（簡易書留相当分を含む）の切手を貼り付けて（右図参照）、1次考査日に持参してください。提供する内容は（1）の口頭による開示請求と同じです。

[注] 1 1次考査日以外は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（1）の口頭による開示請求を行ってください。

2 通知する時期は、1次考査不合格者については1次考査合格発表日以降、1次考査合格者については最終合格発表日以降の予定です。



1 1 個人情報の取扱い

本考査の実施に際して収集した個人情報については、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

1 2 問合せ、書類提出先

受験手続、その他この考査についての問合せ及び受験関係書類の提出は、下記にお願いします。 (問い合わせは、できる限りメールにてお願いします。)

書類の提出先	
所在地	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
提出先の部課名	千葉県環境生活部環境政策課人事班
メールアドレス	kansei02@mz.pref.chiba.lg.jp
直通電話	043(223)4136

※ 総合的な問い合わせ先

千葉県総務部人事課勤務制度管理班

千葉市中央区市場町1-1 直通電話 043(223)2032

※ 試験当日に車椅子の使用を希望する、聴覚に障害があるため手話通訳を必要とするなど、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。

※ 新型コロナウイルス感染症、災害等で、試験が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページに掲載するほか、申し込みをされた方には、個別に連絡を行う予定です。

総務部人事課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/index.html>